

八尾市告示第22号

八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付けについて、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月15日

八尾市長 田 中 誠 太

記

1 入札に付する事項及び貸付物件

- (1) 件名 八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る行政財産の貸付け
- (2) 貸付物件（貸付物件に関する詳細は、募集要項の別紙1「貸付物件説明書」のとおり。）

貸付場所	所在地	貸付面積（㎡）	備考
八尾市役所本館 1階の一部	八尾市本町一丁目 1番1号	2.52	自動証明写真機 1台分
		縦(m)×横(m)	
		1.8×1.4	

(3) 貸付期間

- ア 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- イ 貸付期間の更新は、行わない。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 自動証明写真機の設置業務について、過去2年間連続して設置業務を行っていること。
- (4) 大阪府内に本店又は支店若しくは営業所を有し、国税及び市税（八尾市に対して納税義務のあるものに限る。）を滞納していない者であること。

- (5) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、次の表に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を提出し、本件入札参加資格の審査を受けなければならない。

No.	提出書類
1	申請書
2	誓約書
3	事業者の概要
4	自動証明写真機設置実績報告書
5	営業所一覧表
6	登記簿謄本（写し可）
7	印鑑証明書（写し可）
8	代表者委任状
9	使用印鑑届
10	決算報告書（直前2年分）（写し可）
11	納税証明書（直前2年分）（写し可）

- (2) 提出先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館1階

八尾市人権文化ふれあい部市民課管理係

- (3) 受付期間

平成31年1月15日（火）から同月31日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(5) 提出方法

上記提出先に直接持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(6) その他

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 受付期間終了後における提出書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。

エ 提出書類について、別途その内容を聴取することがある。

4 入札参加資格の確認等

入札参加資格の確認は平成31年2月12日（火）までに行い、各申請者に対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書にて通知する。なお、入札参加資格がないと判断した者に対しては、その理由を付して通知する。

5 募集要項の縦覧等

(1) 場所

募集要項、貸付物件説明書、仕様書（以下これらを「募集要項等」という。）は、次の場所において縦覧に供し、及び配布する。

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館1階

八尾市人権文化ふれあい部市民課

(2) 期間

平成31年1月15日（火）から同月31日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※ なお、募集要項等は、本市のホームページからもダウンロードすることができる。

6 入札の執行等

(1) 入札方法等

- ア 入札書は、募集要項に規定するものを使用することとする。
- イ 総価（貸付期間中の対象物件の貸付料の総額）による入札とする。
- ウ 入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に募集要項に規定する委任状を提出するものとする。
- エ 入札の執行回数は、1回とする。

(2) 入札に参加することができない者

- ア 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、指名停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者
- イ 入札参加資格審査申請期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(3) 入札執行（開札）の日時及び場所等

- ア 日時 平成31年2月20日（水）午後3時00分
- イ 場所 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市役所本館4階 入札室
- ウ 入札参加者は、開札を傍聴することができる。参加人数は、1業者1人までとし、一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参し、提示すること。ただし、開札に関する意見や発言は認めない。

7 入札の無効

規則第111条の各号の1に該当する入札は無効とする。

8 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条の各号の1に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除さ

れた場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

9 落札者の決定及び公表方法

- (1) 募集要項の別紙1「貸付物件説明書」に掲げる最低貸付価格以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上である場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札事務に関係のない本市職員が代わってくじを引くこととする。
- (2) 落札者を決定したときは、直ちに市の掲示板に掲示するとともに、落札者に通知するものとする。また、入札日の翌日までに本市のホームページに掲載することにより落札者を公表するものとする。

10 入札又は開札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを延期する。これにより入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに次の方法により募集要項に規定する入札辞退届を提出すること。ただし、入札（開札）日に入札を辞退する場合は、入札を執行する者に直接提出すること。

(1) 郵送による場合

平成31年2月18日（月）までに、市民課に届くように、封筒の表面に「入札辞退届在中」と朱書きの上、郵送すること。

(2) 持参する場合

平成31年2月18日（月）午後5時までに、市民課へ入札辞退届を提出すること。

12 契約の締結

入札日から契約の締結日までの間において、落札者が指名停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、落札者が前記8に定める入札保証

金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

13 その他

入札参加者は、募集要項等を熟読の上、入札に参加すること。

14 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館1階

八尾市人権文化ふれあい部市民課

電話 072-924-3846